

○厚生労働省の所管する法令に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令
(平成十七年厚生労働省令第四十四号)

(傍線部分は改正部分)

		別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）				改 正 案	
(略)	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令					(略)	
(略)	(略)	第二十六条の四（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成	(略)	第十八条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成	(略)		

		別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）				現 行	
(略)	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令					(略)	
(略)	(略)	第二十六条の四第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成	(略)	第十八条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成	(略)		

医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令			
第二十六条（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成	（略）	第三十七条（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成	（略）

医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令			
第二十六条第二項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成	（略）	第三十七条第二項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成	（略）